

再生可能エネルギー源の地域における導入を促進するための法律案の解説

2011年8月に成立した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法では、再生可能エネルギーを利用した電気の全種全量の固定価格買取制度が実現したものの、再生可能エネルギー熱の利用促進措置や、地方公共団体の役割が全く規定されていませんでした。これらの点を補うため、2011年12月29日～30日に開催した法案作成講座では、「再生可能エネルギー地域導入促進法案」を作成しました。

この法案では、再生可能エネルギーの利用促進に関する基本理念を定めた上で、都道府県計画と市区町村計画を位置づけています。基本理念は、①できるだけ速やかに進めること、②地域の実情に即して進めること、③エネルギー需要の特性を踏まえて進めることの3点です（第三条）。再生可能エネルギーは地域によって大きく異なりますので、都道府県がそれぞれ導入の基本方針、目標、環境配慮事項をさだめる導入促進計画を策定するものとすることとしました（第九条）。市区町村は、住民などの利害関係者との調整の上で、都道府県計画にしたがって市区町村計画を策定することができるものとして（第十条）。

市区町村計画に基づき市区町村が行う出資や事業に係る費用については、地方財政法にかかわらず、地方債を発行して賄うことができることとしました（第十二条）。とくに、年間を通じた稼働率について都道府県知事の確認を受けた再生可能エネルギー供給設備に関する出資については、その出資を地方債で賄った場合、元利償還に要する経費を、その市区町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入することができるようにしました。この条文は、民間企業が再生可能エネルギー供給設備を運用して年間を通じた稼働率実績の確認を受けられれば、良い条件で地方債の出資を受けられるようになることを意味します。これにより、民間企業は、投資回収年数を短縮することができます。一方、公的資金は、実際の発電量を確認した段階、つまり長期間にわたって確実にリターンがはいることが確認された段階で投入されることとなります。ハイリスク・ハイリターンの部分は民間資金で賄い、ローリスク・ローリターンの部分を地方債で賄うというアイデアです。この場合の地方債は、住民参加型の市場公募地方債の仕組みなどを活用して、可能な限り地元の資本参加を促すような運用を期待します。

その他、市区町村計画に基づく事業については、特別償却を認めるなど課税の特例（第十三条）、地方税の減免をしやすいするための措置（第十四条）、その他の支援措置（第十五条）を規定しています。なお、第四章は、稼働率の確認を行うための指定登録機関に関する条文です（第十六条～第二十八条）。

第五章は、地域の建築物に再生可能エネルギー供給設備を導入させるための措置です。主務大臣の判断の基準と、市区町村計画を定めている市区町村では市区町村計画に基づいて、指導・助言を行うとともに、命令・罰則を設けています（第二十九条～第三十二条）。

第六章は、各種の法規制の緩和に関する条文です。まず、市区町村計画で位置づけられている供給設備から市区町村の施設に電力を配る際（特定供給）には、経済産業大臣の許可は要らないこととしました（第三十三条）。

また、小水力発電について、市区町村計画に所要の書類を添付し、協議会での議論を経れば、水利権の許可手続を簡素化することとしました。簡素化のレベルは、東日本大震災復興特別区域法と同じレベルです（第三十四条～第三十七条）。

さらに、市区町村計画を定める市区町村では、都市計画施設として、熱供給設備、再生可能エネのための電線路の敷設を含めることができるようにしました（第三十八条）。

雑則の章では、再生可能エネルギー証書の利用促進、統計の整備、情報の提供、主務大臣規定などを定めました（第三十九条～第四十二条）。

最後に、罰則規定を設けています。

附則においては、施行期日と見直し時期（10年）について規定しています。

短期間で作成した条文なので、穴が大きい条文だと思いますが、何かありましたら、kurasaka@hh.ij4u.or.jp までご連絡ください。よろしくお願いします。

倉阪